

秋田市文化団体等緊急支援補助金交付要綱

令和2年6月26日
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、文化事業の中止や延期を余儀なくされた市民および団体に対し、新型コロナウイルスが収束した後、円滑に活動を再開できるよう、秋田市文化団体等緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものである。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、秋田市民および秋田市に拠点を有する団体とし、令和2年2月20日から令和3年3月31日までに秋田市内を会場に開催が予定されていた次のいずれかを満たす文化事業を、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、中止又は延期をしたものとする。

ただし、営利企業および営利企業が主要構成員である団体ならびに国の持続化給付金や県、市の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、秋田市新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金の交付を受けた団体等を除く。

- (1) 秋田市又は秋田市教育委員会からの後援、協賛、共催の承諾を受けた事業
- (2) 秋田市からの助成金や補助金の交付決定を受けた事業
- (3) 全県規模以上の大会等で市外から多数の参加者が予定されていた事業

2 前項に掲げるもののほか、本市文化の振興に寄与するものとして、市長が特に必要があると認めるもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、中止又は延期をした文化事業において、開催準備のために支出された経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 自己負担金以外の収入がある場合は、補助対象経費から当該収入を控除するものとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1事業あたり200,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 秋田市文化団体等緊急支援補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出は、市長が定める期間内に行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付の申請があったときは、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に補助金の交付決定およびその額の確定を行い、秋田市文化団体等緊急支援補助金交付決定通知書(様式第2号)又は秋田市文化団体等緊急支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者からの秋田市文化団体等緊急支援補助金交付請求書(様式第4号)の提出による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る書類および関係帳簿等を交付決定があった日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付の取消し、金額の変更および補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の取消しもしくはその金額の変更、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができ

る。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

別表（第3条関係）

	項 目	内 容
補 助 対 象 経 費	出演料	事業出演者報酬
	音楽・文芸費	作詞・作曲、脚本製作などに係る経費
	演出費	演出・振付などに係る経費
	設営費	会場設営・撤去などに係る経費
	舞台費	照明・音響・装飾などに係る経費
	会場費	会場使用・会場整理、看板などに係る経費
	謝金	事業協力者などへの謝金
	旅費	交通費、宿泊費
	通信費	通信連絡費等
	宣伝費	広告宣伝費
	印刷費	各種印刷費
	記録費	録画等記録作成に係る経費
	消耗品費	事業実施に直接関係する消耗品に限る

	項 目	内 容
補 助 対 象 外	記念品・賞品	記念品代、花代、コンクールなどの賞金、賞品代
	食糧費	飲食代、パーティ開催経費
	会議費	会議会場費等
	備品購入費	備品購入費

秋田市文化団体等緊急支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）秋田市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
団 体 名 _____
代 表 者 _____ 印
連 絡 先 TEL _____

秋田市文化団体等緊急支援補助金の交付について

次のとおり補助金の交付を受けたいので、秋田市文化団体等緊急支援補助金交付要綱第5条に基づき、申請いたします。

1 事業の名称

2 交付申請額

_____ 円

3 確認事項（以下をご確認の上、□にチェックをお願いします。）

(1) 営利企業又は営利企業が主要構成員である団体

該当します 該当しません

(2) 持続化給付金

交付を受けた 申請中・申請予定 該当しない

(3) 県・市の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

交付を受けた 申請中・申請予定 該当しない

(4) 秋田市新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金

交付を受けた 申請中・申請予定 該当しない

4 中止又は延期した事業の概要

事業の名称			
当初開催予定日			
会場			
事業の内容 ※既存の資料に代えても差し支えありません。			
対象となる理由	<p>以下の内、該当する番号に○を付けてください。</p> <p>1 秋田市又は秋田市教育委員会からの後援、協賛、共催の承諾を受けた事業</p> <p>2 秋田市からの助成金や補助金の交付決定を受けた事業</p> <p>3 全県規模以上の大会等で市外から多数の参加者が予定されていた事業</p> <p>4 その他 ()</p>		
交付申請額の内訳（単位：円） ※領収書又はこれに代わるものの写しを添付してください。	区 分	金 額	備 考
収入の有無	中止又は延期した文化事業に関して、今回申請の秋田市文化団体等緊急支援補助金の他に収入はありますか。 <input type="checkbox"/> ある（内容のわかるものを提出してください） <input type="checkbox"/> ない		

秋田市文化団体等緊急支援補助金交付決定通知書

秋田市指令第 号

〒

住 所

団 体 名

代表者名

個 人 名

年 月 日付けで申請のあった秋田市文化団体等緊急支援補助金については、秋田市文化団体等緊急支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を決定したことを通知します。

年 月 日

秋田市長

1 事業の名称

2 交付決定額

_____ 円

秋田市文化団体等緊急支援補助金不交付決定通知書

秋田市指令第 号

〒
住 所 _____

団 体 名 _____

代表者名 _____

個 人 名 _____

年 月 日付けで申請のあった秋田市文化団体等緊急支援補助金については、秋田市文化団体等緊急支援補助金交付要綱第6条の規定に基づき、以下の理由により不交付とする。

年 月 日

秋田市長

1 事業の名称

2 理由

秋田市文化団体等緊急支援補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）秋田市長

請求者 円
住 所 _____
団 体 名 _____
代 表 者 _____ 印
連 絡 先 TEL _____

秋田市文化団体等緊急支援補助金の交付請求について

年 月 日付け秋田市指令第 号で交付決定のあった秋田市文化団体等緊急支援補助金の交付を受けたいので、秋田市文化団体等緊急支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額

_____ 円

2 振込先口座

金融機関・支店名	
預金種目・口座番号	普通・当座・（ ）
口座名義(カタカナ)	

※口座名義は、申請者と同一の名義であること。口座名義が異なる口座への振込となる場合は、受領委任状を提出すること。